

消防予第 220 号
平成 26 年 5 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

ヘキサブロモシクロドデカンが第一種特定化学物質に指定された件について

平成 26 年 3 月 19 日に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 68 号）が公布されました。

この改正により、従来防災薬剤の一種として使用されてきたヘキサブロモシクロドデカン（以下「HBCD」という。）が第一種特定化学物質に指定され、以下のとおりになりました。

- ・平成 26 年 5 月 1 日から HBCD の製造、使用及び輸入の禁止
- ・平成 26 年 10 月 1 日から HBCD を使用した防災カーテン等の輸入の禁止

なお、改正政令の施行日（5 月 1 日）までに製造された防災カーテン等の製品は、改正政令の施行後も継続して使用できることを申し添えます。

各都道府県の担当者におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

<連絡先>
消防庁予防課予防係
担当：増沢・大槻
電話：03-5253-7523
メール：h.ohtsuki@soumu.go.jp